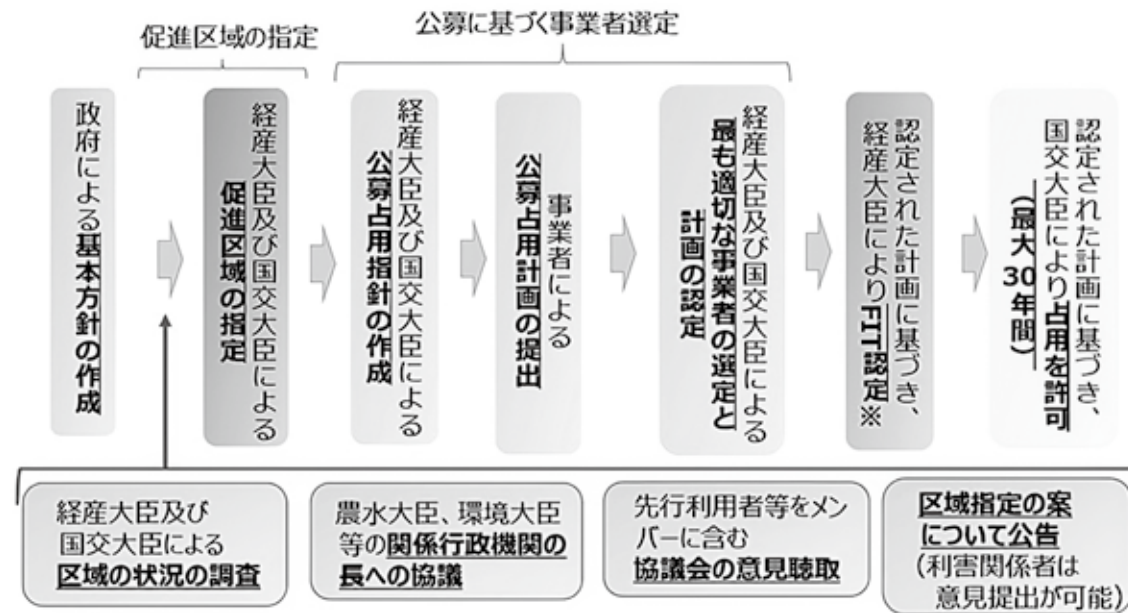


再エネ海域利用法の概要

再エネ海域利用法は、洋上風力発電が、再生可能エネルギーの一つとして注目されていたものの、①海域の占用に関する統一的なルールがない、②先行利用者との調整の枠組みが存在しない、などの課題により導入が進んでいなかったことから、これらの課題を解決するため平成30年に成立しました。具体的な手続きの流れは下図のとおりです。

再エネ海域利用法の概要



※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条に基づく経済産業大臣による発電事業計画の認定

【出典】経済産業省資源エネルギー庁ホームページ

法定協議会と実務者会議で利害関係者の意見を調整

促進区域として指定されるまで、再エネ海域利用法に基づく法定協議会が3回行われました。

法定協議会では、経済産業省や国土交通省をはじめとした国の機関のほか、秋田県漁協や峰浜漁協などの漁業者、町長や能代市長、各分野の専門家が集まり、利害関係者との調整に関することなどが協議されました。協議の結果とりまとめられた意見は、公募占用指針に記載され、入札に参加する事業者がこの指針を踏まえて計画書を提出することになります。

また、法定協議会の下に実務者会議を設置し、漁業影響調査の手法について、風力発電施設の建設と稼働に伴う影響をより正確に評価するため、詳細な内容を検討しています。



※詳細は、下記ホームページをご覧ください。

○経済産業省資源エネルギー庁

<https://www.meti.go.jp/press/2021/09/20210913004/20210913004.html>

○国土交通省港湾局 https://www.mlit.go.jp/report/press/port06_hh_000235.html

■問合せ先 企画財政課 広報企画係 ☎76-4603

八峰町・能代市沖が洋上風力発電事業の促進区域に指定されました

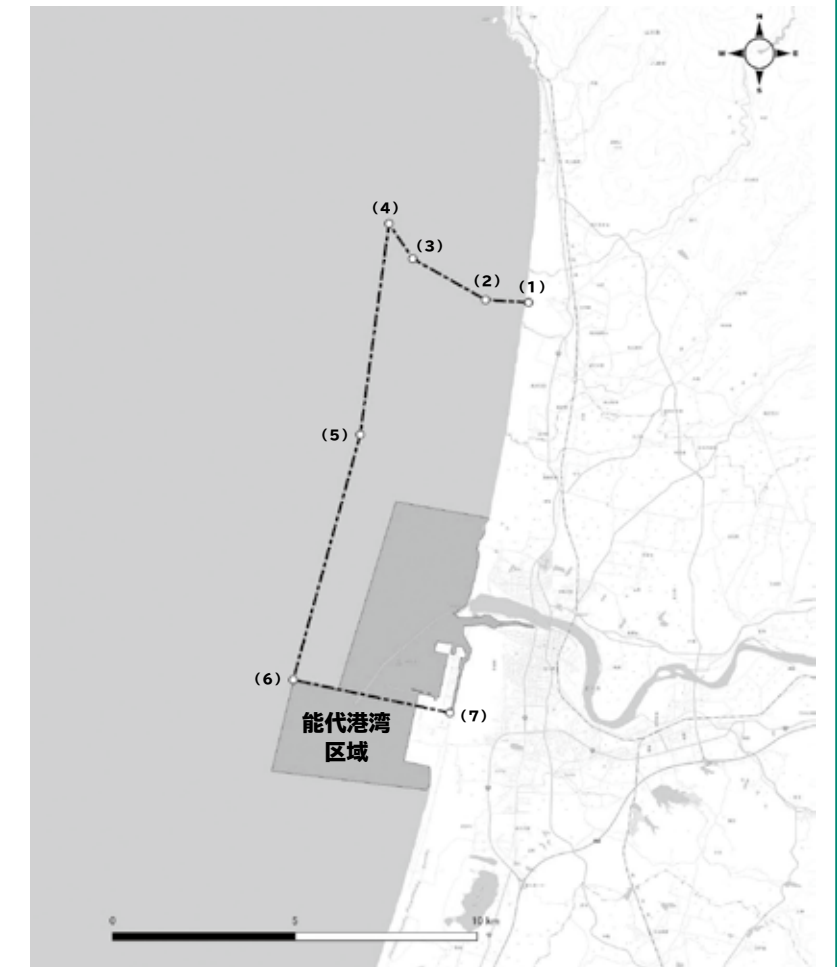
令和3年9月13日、「八峰町および能代市沖」が、経済産業大臣および国土交通大臣により「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（再エネ海域利用法）に基づく促進区域として指定されました。

今後は、国が実施する公募により促進区域で洋上風力発電事業を実施する事業者一社が選ばれます。

促進区域の範囲

次の7地点を結んだ線および陸岸により囲まれた海域のうち、港湾区域および海岸保全区域以外の海域

- (1)北緯40度17分50秒 東経140度1分22秒
- (2)北緯40度17分52秒 東経140度0分32秒
- (3)北緯40度18分28秒 東経139度59分7秒
- (4)北緯40度18分59秒 東経139度58分39秒
- (5)北緯40度15分51秒 東経139度58分8秒
- (6)北緯40度12分12秒 東経139度56分53秒
- (7)北緯40度11分44秒 東経139度59分55秒



【出典】経済産業省資源エネルギー庁ホームページ(一部加工)

促進区域とは？

促進区域に指定された海域では、事業者は最大30年間の占用許可を得ることができ、この期間内に環境アセスメントなどの各種調査や工事、運転開始、撤去までする必要があり、撤去までする必要があります。

促進区域に指定される一般海域は、次の要件を満たす必要があります。
 ・風などの自然的条件が適当であること
 ・漁業や海運業等の先行利用に支障を及ぼさないこと
 ・電気事業者が維持・運用する電線路と、洋上風力発電設備との接続が適切に確保されること
 など